

2020年 11月 25日

東京都公安委員会御中

審査請求人 [REDACTED] ㊟

審 査 請 求 書

次のとおり審査請求をします。

1 審査請求人の氏名及び住所又は居所

氏名 [REDACTED]

住所 [REDACTED]

2 審査請求に係る処分の内容

警視庁が2020年10月27日 監総文情第5281、監総文情第5282、及び監総文情第5283号により審査請求人に対してした3件の開示請求に対する非開示決定

3 審査請求に係る処分があったことを知った年月日

2020年 10月 29日

4 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取り消し、対象文書の全部を開示するよう求めます。

5 審査請求の理由

理由1

添付資料1「New York Times 2020年10月19日付記事」は、キューバや中国、ロシア等で米国の国民が遠隔的な手段により攻撃され、脳損傷を含む、様々な症状（音を聞く、眩暈、記憶の欠如、頭痛など）に苦しむ「ハバナシンドローム」と呼ばれる現象について、多くの外交官やCIA職員、科学者が、それがマイクロ波攻撃によって引き起こされた可能性が高いと考えていること、ロシアの諜報員による攻撃である可能性が疑われていることを報じている。資料2「Washington Post2020年10月25日付社説記事」は、資料1の記事及び資料3「GQ 2020年10月20日付記事」を元に、人々がこの不可視攻撃の真実を知る必要があることを訴えている。資料3の報道の中では、このような遠隔攻撃を可能にする指向性エネルギー兵器の広まりの例として、米国の持つ技術の他に、ウクライナがサウジアラビアに技術を売却したこと、中国やイランによる同様の技術の所持の可能性が書かれている。

資料1の発行元New York Timesや資料3のWashington Postは、日本国内で言えば、行政機関等においてその報道内容が信頼性があるとみなされる読売新聞社や朝日新聞社など大手新聞社と同等の信頼性を米国において持つ歴史と実績のある新聞社であり、その報道内容は一般に信頼性がおけると考えられる。これらの報道によると現時点で米務省はこの事件の最終的な結論をまだ下していない。しかし、専門家がこの攻撃が電磁波の生体効果を使用した武器による可能性が高いこと、そのような指向性エネルギー兵器が世界に広まっている可能性があることとらえていることを示している。

資料1～3に示されているような電磁波照射による武器と被害の報道の一方で、現在日本国内には、「ハバナシンドローム」に類似した様々な症状を遠隔的な方法により与えられて苦しみ、電磁波や超音波を照射され攻撃を受けている可能性がある人と訴える人々が多数存在する。しかしながら、そのような被害を犯罪として都内の警察署に訴え出た場合、請求者自身の経験及び他の訴えを行ったものたちの話から、都内警察官の対応は概ね次の様なものである。まず、「過去にそのような件を捜査した事例が聞かれない」という理由で警察官は捜査の端緒を見出さず、被害届の受理には極めて消極的である。そして捜査の前提として、被害を訴える者自身に、その加害と被害の物的証拠の提出を求める。しかし、被害を訴える市民は、そのような遠隔的な犯罪の物的証拠を自身では技術的に専門機材を用いて測定できず、またその被害事実も、様々な自己の症状が加害波によって起こされているということを医師の診断書の形で示すことは、例えば一般の医師がそのような武器についての知識をもたないなどの理由で困難である。そのため、遠隔的な攻撃被害を訴える都民は、警視庁による身体の保護を得られず苦しんでいる。例として、そのような被害を訴える者の被害者組織の一つである特定非営利活動法人テクノロジー犯罪被害ネットワークがそのHPで公表している2019年12月25日付で警視総監に対して提出した要望書によると、同団体は都内だけで現在までに490名の被害者を確認しており、その内3名が既に自殺している。

これらの個々の被害の訴えの中には実際には様々な内容があると推測され、その内容を精査することは本請求の審査の目的を外れる。しかし、本件請求者が現在開示請求を求めている文書とは、警視庁が保有する「電磁波や超音波を照射されて攻撃を受けているという訴えや、相談を受けその犯罪を分析したり、対策会議をした際の資料」「電磁波を人体に照射して攻撃する武器を使用した犯罪の発生の有無がわかる文書」及び「電磁波を人体に照射して攻撃する武器を所持している団体若しくは個人を把握しているか否かがわかる文書」であり、それらを開示請求する理由に、例えば資料1～3の報道によって示されているような電磁波照射によって攻撃する武器とその被害の社会における強い存在可能性と、都内で電磁波照射を訴える人々の存在がある。これらの事実を踏まえた時、警視庁が本件の処分の根拠とする条例第7条第4号「本件開示請求に係る公文書の存否を答えることで、当庁の特定部署において把握する捜査情報、警察の情報収集活動の実態が明らかとなり、その結果、犯罪を企図するもの等による不法行為を容易にし、犯罪の予防、鎮圧又は捜査を他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる」という条文に示された内容より、不開示決定によりを本件請求者を含むが東京全都民がこれらの文書の存否とその内容を確認できないことの方が、電磁波照射等の方法により都民に対する攻撃を企図するものによる不法行為を極めて容易にし、犯罪の予防を不可能にし、公共の安全と秩序の破壊を助長する可能性があるため不開示理由として成立しない。従って処分を取り消し、速やかに文書を開示すべきである。

よく考えて頂きたい。一方では、電磁波照射による武器の存在とそのような武器が使用されている可能性が高いという社会の現実がある。一方で、都民の殆ど全てが誰も、例えば警察署や駐在所の警察官や、本件の審査委員の方々、あるいは警視庁の運営に責任を持つ東京都公安委員会の委員の方々も含めて、電磁波照射によって攻撃する武器がこの社会に在するか否かについてすら知識を持たず、本件開示請求のように警察にこれらの武器や武器を使用した攻撃に関してどのように把握しているか確かめようと文書開示を求めても知ることできないのである。では、米国各紙で現在報道されているように、電磁波照射等による指向性エネルギー兵器で都民が実際に攻撃されたらとしたら、都民はどのようにして身を守ることができるのか。何も知らないし知ることができないのだから身を守ることが不可能である。都民が自分自身で身を守れないだけでなく、そのような知識を与えられていない警察官も都民を守ることができない。その状態こそが「犯罪を企図するもの等に

よる不法行為を容易にし、犯罪の予防、鎮圧又は捜査をの他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある」のは明白であり、本請求を審査される委員の方々には、論理的に、科学的に、この単純な点を考えて頂きたい。もし自分が今そのような不可視の遠隔兵器で攻撃されたらどのように身を守るのか。そのための情報をどのようにして得るのか。それを考えれば、自ずと本請求に対する答えは出るものと思われる。もしそのような武器の存否すら確かめることができなければ、誰もそのような武器に対して備えることはできない。また、都民やその代表である都議会議員がそのような武器に備えるために警視庁に予算を設け調査や研究をするように促そうにも、その必要性を判断をする基礎となる情報すら得ることができないため、適切な議論と判断することが不可能となる。

不開示決定理由通知に記載されているように、開示される文書の内容によってはその開示が、警視庁の「特定部署において特定の形態による犯罪行為の分析の有無及び対策の有無について明らか」になることで、端的に言えば、警視庁の特定の種類の犯罪に対処する能力の限界が推察される可能性から、同庁の業務に支障が出る可能性はあるかもしれない。しかしながら、請求人が行った開示請求対象の行政文書の内容は、警視庁情報公開センターの担当官の■■■■氏と電話で相談で補正を行い決定したものであるが、その中で、捜査情報は開示できないため個別の捜査情報は含まないことを確認している。また、公安部、刑事部等の部署名も、部署を指定しない限り文書を探すことができないので指定しないと開示請求を受けることができないという■■■■氏の要請から指定されたものにすぎない。請求者が求めているのは、上述されているような電磁波を照射する武器との電磁波照射を受けていると訴える都民たちがいることを前提に、電磁波照射による武器やそれ用いた犯罪に関して警視庁が保有している情報、及び、それらの被害の訴えを警視庁が組織としてどのようにとらえているのかということの確認に資する文書であり、例えばそれらについて会議で討議した議事録や、調査した際に作成された文書も含む幅広い内容を含むことを伝え、その上で担当官と調整して補正したものである。その請求対象として想定される様々な文書の全てが、「犯罪を企図するもの等による不法行為を容易にし、犯罪の予防、鎮圧又は捜査をの他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある」とは到底考えられず、よく内容を精査して警視庁の任務遂行に支障のない範囲でその一部を開示することは十分に可能と考えられる。

一方で、上述のように、電磁波照射を受けたという訴えが都内の警察署に実際になされた場合の警察官の対応は、誰によっても、電磁波照射による犯罪を企図するものによっても、容易に確かめることができる。従って、開示請求された全ての情報をその文書の存否も含めて不開示とすることは、上述した理由で、ただ都民がそのような手段による攻撃から身を守るための機会を奪うことになり、電磁波照射等による攻撃を企図するものの犯罪を極めて容易にすることに他ならない。これは、電磁波照射等の方法で犯罪を企図するものがいた場合、本来都税によって運営された警視庁の活動によって得られた都民の財産である警視庁の情報を都民に意図的に使用させないことにより、それらの犯罪者の犯罪を事実上警視庁が幫助することとほぼ同義であり、このような警視庁の都民からの信頼を失わせる行為は決してあってはならない。

警視庁は請求文書の速やかな開示により都民の法的に保障された権利に応えると共に、都民が都民を守るために不可欠な情報を提供すべきである。もし、請求内容の文書が存在しないのであれば、直ちにその結果を開示することで、都民が適切な対応するための基礎となる情報を与えるべきである。本請求に関わる警視庁の不開示決定は、都民の安全を危機に陥れている。本請求は、都民の生命と身体の安全に直ちに関わるため、審査にあたる委員の方々には責任をもって判断を下し、速やかに同機関に適切な勧告をして頂きたい。

6 実施機関による教示の有無及びその内容

「本件処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、東京都公安委員会に対して審査請求をすることができます。」との教示がありました。

7 添付書類

資料1 「New York Times 2020年10月19日付記事」

資料2 「Washington Post2020年10月25日付社説記事」

資料3 「GQ 2020年10月20日付記事」